

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその理念を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として相互に尊重され、共に社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

〈施策の方向性〉

① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
広報紙及びホームページの活用	男女平等や男女共同参画を推進する記事を掲載し啓発に努め、意識改革を進めます。	総務課
講演会・講座等の開催	男女平等や男女共同参画に関する講演会等を開催し、意識改革を進めます。	総務課 生涯学習課
パネル展の開催	男女共同参画をテーマにしたパネル展を開催します。	総務課
出前講座の開催	団体・グループ等の要請により男女共同参画についての出前講座を実施します。	総務課 生涯学習課
男女共同参画の視点に立った文書等の表現の見直し	行政文書、広報等の表現に男女平等が生かされているか留意します。	総務課 関係各課
性的少数者への理解	性的少数者（LGBTQ）※11の性的マイノリティに対する人権の配慮に向け、チラシや広報等を使い、人権意識の高揚を行います。	総務課

※11 性的少数者（LGBTQ）、性的マイノリティ：性自認が生まれた時の身体的な性別と異なったり、性的指向が異性愛ではない人々のこと、L：レスビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（生まれた時の性別にとらわれずに生きたい人）、Q：クエスチョニング（性的指向を探している状態の人）

② 性別による固定的役割分担意識の解消

事業名	事業内容	担当課
性別による固定的役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動できるよう啓発活動を充実します。	総務課
男女共同参画に関する意識調査の実施	町民の男女共同参画に関する意識の現状を把握するため、意識調査を実施します。	総務課

③ 各種相談事業の実施

事業名	事業内容	担当課
人権相談の実施	様々な人権問題に対応する人権相談を実施します。	総務課
行政相談・法律相談の実施	行政・法律相談を実施し、法律的な解決に向けた助言を行います。	総務課
相談窓口の周知	相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口の周知に努めます。	総務課 関係各課

④ 人権を尊重するための意識啓発と情報提供

事業名	事業内容	担当課
職員研修の実施	職員を対象に人権に関する研修を実施します。	総務課 生涯学習課
人権問題講演会の開催	町民を対象とした人権問題に関する講演会を開催します。	総務課 生涯学習課
公共施設等における情報提供	公共施設等に人権意識の啓発、男女平等や男女共同参画に関する冊子等を備え置き、情報の提供に努めます。	総務課 生涯学習課

(2) 男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を発揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる世代の男女が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

《施策の方向性》

① 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	事業内容	担当課
教職員研修の充実	男女平等、男女共同参画に関する研修会を実施し、男女平等教育の一層の推進を図ります。	学務課
指導の充実	教育活動全体を男女平等、男女共同参画の視点に立ち、児童・生徒の発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善に努め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図ります。	学務課
生活指導や進路指導の充実と体験学習による職業観の育成	個性尊重・男女平等の観点からの生活指導や進路指導を行うとともに、職業観の育成のため中学校において職業体験（スリーデイ・チャレンジ事業）を実施します。	学務課
児童・生徒の発達段階に応じた性教育の充実	児童・生徒の成長過程に即し、人権尊重の観点からの性教育を充実します。	学務課
国際化へ対応した教育	外国語指導助手制度等の活用を図り、国際社会に対応できる児童・生徒の育成に努めます。	学務課

② 生涯学習における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
各種学級・講座の充実	男女共同参画の視点から学習内容の充実に努めるとともに、町民が参加しやすい環境の確保に努めます。	生涯学習課
女性のチャレンジ支援事業の情報提供	男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とした、起業を目指す女性の支援講座をはじめ、就職支援セミナーなど各種講座の情報提供に努めます。	総務課 生涯学習課
託児サービスの実施	子どもをもつ女性が学習活動等に参加しやすい環境をつくるため、託児サービスの実施に努めます。	生涯学習課
まなび亭出前講座の活用	まなび亭出前講座の活用により、行政に関する学習活動を支援します。	生涯学習課
生涯学習人材登録制度の活用	生涯学習人材登録制度の活用により、自主的な学習活動を支援します。	生涯学習課
男女共同参画に関する図書や資料の充実	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館

③ 家庭教育における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
家庭教育学級の充実	家庭において、男女平等、男女共同参画の視点が反映されるよう、家庭教育学級の充実に努めます。	生涯学習課
教育相談の充実	家庭における子どもの養育上の問題に應じるよう、教育相談事業を充実します。	学務課

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において主に行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性もあります。

また、DVの被害者が、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要となります。

行政にあっては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の趣旨を踏まえ、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要となります。中でも特に、最も身近な行政主体である市町村には、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うことが求められます。

DV防止法では、市町村に対して、基本計画の策定に努めることを求めています。本町においては、上記の基本計画を本計画と一体的に策定し、DVの根絶に向けて、関係機関と連携し、DVを許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていきます。同時に、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図り、被害者が相談しやすい環境を整備し、関係機関との連携体制を整備します。

《施策の方向性》

① 暴力の防止に向けた意識啓発

事業名	事業内容	担当課
暴力の防止に向けた啓発活動	人権尊重の観点から、様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	総務課 健康福祉課 子育て支援課

第3章 計画の内容

啓発紙の発行等による啓発	女性に対する暴力を防止するため、情報紙、広報紙などの配布、関連図書及び啓発ビデオの貸し出しなどにより啓発活動の充実をします。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
--------------	--	------------------------

② 相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
相談事業の実施	DV等の相談に対応できるよう庁内の体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
相談窓口の周知	DV等の相談に応じるため、広報紙や町ホームページの他、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。	総務課 健康福祉課 子育て支援課

③ 暴力被害者の保護と支援

事業名	事業内容	担当課
保護支援体制の整備	被害者の救済を迅速に対応するため、関係課の連携を強化するとともに、ケースに応じた対応が図られるよう体制を整備します。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
関係機関との連携	被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センター、女性のための緊急一時避難所等の関係機関との連携を推進します。	総務課 健康福祉課 子育て支援課
安全の確保への配慮	被害者の生命身体の安全を確保するため、情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮します。	全課 (主管課：総務課)

④ 多様な自立に関する支援の提供

事業名	事業内容	担当課
自立に関する支援の充実	DV被害者が避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた必要な支援を行います。 ・面接相談、電話相談、専門相談の充実を図ります。 ・被害者に関する個人情報の保護に努めます。 ・子どもに対する支援の充実を図ります。	総務課 健康福祉課 子育て支援課 学務課

※上記の施策については、デートDV等交際相手からふるわれる暴力の場合についても、準じて取り扱うこととします。

《指 標》

項 目	現状値	目標値	目標値の設定根拠
意識調査による「家庭」「地域活動」の項目の平等感	「家庭」 46.9% 「地域活動」 29% (令和2年度)	「家庭」 50%以上 「地域活動」 40%以上 (令和7年度)	令和2年度に実施した「男女平等意識調査」の平等感(全体値)で「家庭」が46.9%、「地域活動」が29%の結果となっていることから、本目標値とした。
意識調査による「男は仕事、女は家庭」の考え方	「同感する」 8.3% 「同感しない」 53.6% (令和2年度)	「同感する」 5%以下 「同感しない」 70%以上 (令和7年度)	同じく意識調査の性別役割分担意識(全体値)で「同感する」が8.3%、「同感しない」が53.6%の結果
意識調査による「家事」「子育て」の項目の家庭生活での役割分担状況	主に男性 「家事」 4.7% 「子育て」 0.8% (令和2年度)	主に男性 「家事」 20%以上 「子育て」 10%以上 (令和7年度)	同じく意識調査の家庭生活での役割分担(全体値)で主に男性の「家事」が4.7%、「子育て」0.8%の結果となっていることから、本目標値とした。

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

(1) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画

女性の意見が町政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。

また、町の政策決定にかかわる女性管理職は、少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材の育成を図ります。

《施策の方向性》

① 審議会等における女性の割合の向上

事業名	事業内容	担当課
審議会等への女性の参画の推進	審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。 令和7年度末の目標値 ・審議会等における女性委員 35%以上 ・女性を含む審議会等の割合 90%	総務課 関係各課
公募による委員の拡大	町民の町政への参加意識を高めるとともに、女性も委員として参加しやすくするため、公募による委員の数を拡大します。	総務課 関係各課
女性職員の積極的な登用	女性職員の管理職への登用を積極的に進めます。	総務課
職員研修の実施	職員を対象とした研修をさらに充実させます。	総務課

② 男女の人材発掘・リーダー等の育成

事業名	事業内容	担当課
女性団体、女性リーダーの育成	町内の各種女性団体の積極的な育成に努めるとともに、女性リーダーの育成と資質の向上に努めます。	総務課 関係各課
男性リーダーの育成	各種研修会や男女共同参画を推進する男性リーダーを育成するために講座の開催などの情報提供を行い男性リーダーの育成に努めます。	総務課 関係各課

(2) 男女の家庭生活と地域活動との両立支援

育児や介護、家庭等の家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っているということが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促し、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境を整えることが重要です。

また、女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行うために、保育事業の充実や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

《施策の方向性》

① 地域における子育て支援の充実

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法に基づく健診や相談及び訪問（こんにちは赤ちゃん事業同時実施）を実施します。	健康福祉課
妊婦健康診査の実施	妊娠の経過の観察と妊婦の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査を実施します。	健康福祉課
地域における子育て支援の充実	子育て支援センターにおける相談、情報提供の推進に努めます。	子育て支援課
家庭における子育て支援の充実	こどもの医療費支給制度の充実を図ります。	子育て支援課
子どもの発達への支援	乳幼児健康診査の保健指導の充実を図ります。	健康福祉課
保育サービスの充実	時間外保育、低年齢児保育、障害児保育、一時保育を実施し、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスを実施します。 令和7年度末の目標値 ・待機児童数 〇人	子育て支援課
学童保育室の充実	保護者の就労などのため、放課後の児童の生活の場として、学童保育室の充実を図ります。	子育て支援課
病児・病後児等緊急サポート事業の実施	病時・病後時などの緊急に子どものお預かりが必要な方へのサービスとして病児・病後児等緊急サポート事業を実施します。	子育て支援課
子育てに関する講座の実施	地域の子育てリーダーとなる人材の育成に努めます。	生涯学習課
子育てに関する相談体制の推進	育児相談をはじめとして、子育てに関する相談や情報提供に努めます。	健康福祉課 子育て支援課

② 男女が共に支える介護支援の充実

事業名	事業内容	担当課
介護サービス基盤の充実	介護保険事業計画に基づき、介護サービス基盤の整備に努めます。	健康福祉課
介護相談窓口の充実	地域包括支援センターによる総合相談により、在宅介護等に関する相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
介護者家族のつどいの開催	在宅で介護する家族の悩みなどを解消する場として介護者家族のつどいを開催します。	健康福祉課
在宅保健福祉サービスの充実	高齢者や障がい者などに対する在宅保健福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課
介護保険制度の普及	介護保険制度の普及に努め、高齢者の自立支援を図ります。	健康福祉課

③ 家庭生活における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
家庭教育の充実	家庭における子育て機能の充実が子どもの成長にとって重要であることから、母子保健事業やPTA活動、地域活動などと連携し、家庭の教育力の向上に努めるとともに、父親を対象とした家庭教育研修などの推進に努めます。	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課 学務課
各種教室・講座の充実	男性も女性も関係なく、子育て・介護・家事が行えるよう各種教室、講座の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課 生涯学習課

④ 地域活動における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
コミュニティの推進	地域づくり事業やコミュニティ事業などの地域活動を通して、男女共同参画の推進を図ります。	企画財政課
地域活動への参画の促進	男女を問わず地域活動への参加を促がすため、広報・啓発を行います。	総務課

(3) 働く場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するため、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※12の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和の推進に努め、育児・介護休暇の取得がしやすく、職場に復帰しやすい環境の整備を促進します。

さらに、農林業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

〈施策の方向性〉**① 職場における男女平等の促進**

事業名	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨を周知し、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	総務課 産業観光課
女性がいきいきと能力を發揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	総務課 産業観光課
多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を働きかけます。	総務課 産業観光課

② 女性のチャレンジ支援と能力開発

事業名	事業内容	担当課
女性の職業能力開発講座等の情報提供	県や関係機関との連携を図り職業能力のスキルアップを目指し労働情報の提供や就労に必要な知識、技能を習得する各種講座などの情報提供の充実を図ります。	総務課 産業観光課
再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、情報提供の充実を図ります。	総務課 産業観光課

※12 パワー・ハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

③ 農林業、商工業における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課
家族経営における役割分担の明確化	家族経営にあっては、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいをもって仕事が継続できるよう、仕事の役割分担等について、文書で取り決めするよう推進します。	産業観光課
農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消するため、男女問わず農業の担い手として参画できるよう、県や関係団体と連携を図り、農業技術の講習会等を開催します。	産業観光課
関係団体の育成	農業などに従事する女性の団体の育成を図ります。	産業観光課

④ 事業所に対する啓発

事業名	事業内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	総務課 産業観光課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供	男女ともに仕事と家庭・地域のバランスのとれた生活を実現するため、情報の提供に努めます。	総務課 産業観光課
法制度の周知徹底	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの法制度についての周知徹底に努めます。	総務課 産業観光課

(4) 国際理解の推進

多様な価値観や文化にふれることにより、国際感覚を養い、国際理解の推進に努めます。また、外国人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活情報などの情報の提供に努めます。

《施策の方向性》**① 国際理解の推進**

事業名	事業内容	担当課
国際理解の推進	国際理解を深めるため、パンフレット等による広報活動を促進するとともに、国際交流を通じて男女平等を推進します。	総務課
異文化体験事業の実施	外国人による料理教室や民族衣装の紹介などにより異文化体験の機会の提供に努めます。	生涯学習課
外国語教室の開催	外国語を学習する講座・教室を開催します。	生涯学習課
外国語学習サークルの育成	外国語学習サークルの育成に努めます。	生涯学習課

② 外国人への支援の充実

事業名	事業内容	担当課
外国語による生活情報の提供	町からの生活関連情報について、可能な限り外国の方も理解できる表記に努めます。	関係各課

《指 標》

項 目	現状値	目標値	目標値の設定根拠
審議会等における女性委員の割合	23.2% (令和2年度)	35% (令和7年度)	国は令和2年度までに、埼玉県は平成28年度までに40%を目標としている。町の第3次計画の目標値が35%であったことから、施策の推進状況を考慮して35%とした。
女性を含む審議会等の割合	88.8% (令和2年度)	90% (令和7年度)	現状としてある程度の高い割合で実施できているため、目標値を90%とした。
保育園における待機児童数	0人 (令和2年度)	0人 (令和7年度)	現状値として待機児童数0人であり、この状況を維持する必要があるため目標値とした。

基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

(1) 生涯を通じた健康支援の推進

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診（検診）や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と健康教育の推進を図ります。

《施策の方向性》

① 健康増進事業の推進

事業名	事業内容	担当課
生活習慣病予防の充実	生活習慣病の早期発見を図るとともに、生活行動の改善を図るため特定健康診査及び特定保健指導を実施します。 令和7年度末の目標値 ・特定健康診査（国保）受診率 60%以上 ・特定保健指導（国保）実施率 60%以上	町民課 健康福祉課
がん予防の充実	がんの早期発見・治療を図るため、各種がん検診を実施します。また、がん予防についての正しい知識の普及に努めます。	健康福祉課
女性特有のがん検診の推進	女性特有のがん（乳がん・子宮頸がん）検診の受診率を向上させます。また、女性のがんについての正しい知識の普及に努めます。 令和7年度末の目標値 ・乳がん検診 受診率 50%以上 ・子宮頸がん検診 受診率 50%以上	健康福祉課
介護予防の充実	加齢や疾病による機能低下の早期発見を図るため、介護予防事業を充実するとともに、知識の普及、啓発に努めます。	健康福祉課
健康教育の充実	早期のうちから生活習慣病の予防を図るため、各種健康教育を実施します。	健康福祉課
相談体制の充実	健康相談、生活習慣病健康相談、よろず健康相談日を設定し、健康管理について相談しやすい体制を図ります。	健康福祉課

② 母子保健事業の充実

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査の公費負担回数を国で定める標準健診回数の14回を実施します。 令和7年度末の目標値 ・妊婦健康診査公費負担回数 14回	健康福祉課
ママパパ教室の開催	赤ちゃんを迎えるための準備としてパパママ教室を開催します。 令和7年度末の目標値 ・妊婦の参加率 50%以上 ・夫の参加率 40%以上	健康福祉課
新生児訪問指導の充実	新生児家庭の訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業同時実施）を実施します。 令和7年度末の目標値 ・新生児家庭への全数訪問の実施	健康福祉課
予防接種事業の充実	定期予防接種の積極的勧奨を図るとともに、任意予防接種（子宮頸がんワクチン・インフルエンザ菌（Hib）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン）の接種補助を実施します。	健康福祉課

③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

事業名	事業内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう広報紙や啓発パンフレット等より、啓発に努めます。女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努めます。また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。	健康福祉課
母性保護に関する情報提供	町民に対して母性保護の情報を提供し、母性に対する理解と協力が得られるよう情報の提供に努めます。	健康福祉課
小・中学校における保健教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた性に関する知識や、生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性教育）の充実に努めます。	学務課

④ 健康づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
健康づくり推進事業の充実	町民と行政が一体となった健康づくりの推進を図るため、各種保健事業や健康づくり協力員活動を充実します。	健康福祉課
スポーツ大会・スポーツ教室の開催	健康・体力づくりに向けて各種スポーツ大会、スポーツ教室を開催します。	生涯学習課
スポーツ、レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを図るため、指導者の育成確保に努めます。	生涯学習課
健康づくりとしてのウォーキングの普及	ヘルスロードや地区のウォーキングマップを活用し、健康づくりとしてのウォーキングの普及に努めます。	健康福祉課

⑤ 食育^{※13}の推進

事業名	事業内容	担当課
正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促がすため広報紙や啓発資料等により情報の提供に努めます。	健康福祉課
学校給食・保育園給食を通じた食育の推進	学校給食・保育園給食等を通じて、食に関する教育の推進に努めます。	子育て支援課 学務課
親子体験教室の開催	親子体験教室等の機会を通じて、親子で食生活に対する関心と正しい理解の普及に努めます。	生涯学習課

※13 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを言います。

(2) 安心して暮らせる生活への支援

高齢者が生きがいをもって生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

また、障がい者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障がい者への各種支援を行います。

誰もが、安心して暮らせるよう災害に備え、犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため防災・防犯体制の整備を進めます。

〈施策の方向性〉**① 高齢者支援の充実**

事業名	事業内容	担当課
たかとりクラブ（老人クラブ）への支援	高齢者が生きがいをもって生活できるよう、たかとりクラブの活動を支援します。	健康福祉課
高齢者の就労支援、社会参加の促進	高齢者の就業機会の拡大や社会参加の促進、生きがいづくりを促がすため、越生町シルバー人材センターの活動を支援します。	健康福祉課
高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けた支援を行います。	健康福祉課
高齢者の学習の場の提供	粋生学級（高齢者学級）を開催するなど、高齢者向けの各種講座を提供します。	生涯学習課

② 障がい者（児）やひとり親家庭の福祉の充実

事業名	事業内容	担当課
障がい者相談事業の実施	身体・知的・精神障がい者（児）の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用支援などを実施します。 発達障害など発達の遅れに関する相談を受けるとともに、早期対応に努めます。	健康福祉課 学務課
障がい者の就労支援	障害者就労支援センター及びハローワークなどと連携し、障がい者の就労支援を実施します。 令和7年度末の目標値 ・障がい者の就労支援者数 2人以上	健康福祉課
障がい者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成事業など様々な支援を行います。	健康福祉課

第3章 計画の内容

ひとり親家庭に対する各種支援の実施	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業などの支援を実施します。	子育て支援課
-------------------	-----------------------------------	--------

③ 防犯体制の整備

事業名	事業内容	担当課
防犯対策の意識啓発	広報紙やホームページ等を活用して、家庭における防犯対策の啓発に努めます。	総務課
駅前防犯パトロールの推進	駅前防犯センターを拠点として、防犯パトロールを実施します。	総務課
防犯パトロール・防犯広報の実施	毎月防犯パトロール・広報車広報を実施します。また、職員による青パトにより通学路のパトロール・広報車広報を実施します。	総務課 関係各課
自主防犯組織の組織化	地域における防犯組織として、自主防犯組織の組織化の支援を行います。 令和7年度末の目標値 ・自主防犯組織の組織率 50%以上	総務課

④ 防災体制の整備

事業名	事業内容	担当課
防災訓練の実施	防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施します。	総務課
自主防災組織の充実	災害に備え、地域における自主防災組織の充実を図ります。	総務課
災害対策の意識啓発	広報紙やホームページ等を活用して、家庭における災害対策の啓発に努めます。	総務課

《指 標》

項 目	現状値	目標値	目標値の設定根拠
国民健康保険における特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率	受診率 40.5% 実施率 19.8% (令和元年度)	受診率 60%以上 実施率 60%以上 (令和7年度)	越生町特定健康診査等実施計画において平成29年度の目標数値は受診率60%、実施率60%とされており、平成26年度の数値を考慮し、目標値を設定した。
女性特有のがん（乳がん・子宮頸がん）検診受診率	乳がん検診 14.7% 子宮頸がん検診 12.3% (令和元年度)	乳がん検診 50%以上 子宮頸がん検診 50%以上 (令和7年度)	国における女性特有のがん検診受診率目標とした。
妊婦健康診査公費負担回数	14回 (令和元年度)	14回 (令和7年度)	国における妊婦健康診査の標準健診回数の14回を平成21年度から実施しているが、現状値の維持を目標値とした。
ママパパ教室の参加の割合	妊婦の参加率 20.5% 夫の参加率 17.9% (令和元年度)	妊婦の参加率 50%以上 夫の参加率 40%以上 (令和7年度)	越生町次世代育成支援行動計画の目標値とした。
新生児訪問の実施数	全数訪問 (令和元年度)	全数訪問 (令和7年度)	越生町次世代育成支援行動計画の目標値とした。
障がい者の就労支援者の数	2人 (令和元年度)	3人 (令和7年度)	越生町障がい者福祉計画の目標値とした。（一般就学移行者数）
自主防犯組織の組織率	34.4% (令和元年度)	50%以上 (令和7年度)	令和元年4月現在の地区における自主防犯組織数は10地区となっている。地区の半数が組織することを目標値とした。